

## 多忙化問題の改善に向けた提言

### A 各小・中学校で取り組んで欲しいこと

#### 1 校内の会議・行事等の見直し

会議・行事等の内容、実施や準備の在り方を見直し、軽重を付けた取組をするよう努める。

- (1) 会議資料は事前に配布し、提案は要点のみ説明する等、効率的な進行と時間短縮に努める。
- (2) 行事の重点化を図るとともに、ねらいに応じて、軽重をつけた取組に努める。

学校週5日制の実施に伴い、各学校では、校内の会議や行事を見直し、精選を図ってきた。

しかし、会議や行事までの取組やその運営は、学校週5日制実施以前と同様に行われていることが多いので、この点について見直し、今後、改善を図る必要がある。

- (1) 会議資料は事前に配布し、提案は要点のみ説明する等、効率的な進行と時間短縮に努める。

校内で行われる会議等は、限られた時間で目的を達成するよう効率的に進める必要がある。

そのためには、参加者に協議資料を事前に配布し、資料に目を通してから参加してもらうとともに、提案者は要点のみを説明する等の工夫をし、会議の効率的な進行に努める。

- (2) 行事の重点化を図るとともに、ねらいに応じて、軽重をつけた取組に努める。

各学校では、年間を通じて、様々な行事に取り組んでいる。そのすべてに、十分な時間をかけて準備することは難しい。

そこで、その年度に、特に重点的に取り組む行事を決め、そのねらいを確実に達成するよう努めるとともに、行事によっては、軽重をつけ取り組むように努める。

## 2 職員の業務の見直し

特定の職員に業務が集中したり、担当業務量に大きな差が生じたりしないよう、適正な業務分担に努める。

- (1) 校務分掌が、実質的に機能するよう、分掌組織・分掌業務を見直す。
- (2) 放課後の会議の調整に努めるとともに、会議出席者を最小限にとどめ、職員に担当業務を行う時間を保障する。
- (3) 分掌の業務量を踏まえ、分掌担当を複数配置するとともに、休暇を取得しやすい環境づくりに努める。
- (4) 休憩時間の目的を考えたゆとりある時程表を作成する。

各学校では、これまでも職員の業務の見直しを必要に応じて行ってきた。

現在、新たな教育課題やそれらに係る業務や会議が増える傾向にあり、今後さらに業務内容のみならず業務遂行の在り方についても見直し、改善を図る必要がある。

- (1) 校務分掌が、実質的に機能するよう、分掌組織・分掌業務を見直す。

校務分掌が、効率的、効果的に機能するように、従来の校務分掌の組織や業務内容を見直す。

- (2) 放課後の会議の調整に努めるとともに、会議出席者を最小限にとどめ、職員に担当業務を行う時間を保障する。

職員が、放課後に自分の校務分掌等の担当業務を行う時間を確保するよう、会議は必要最小限の開催となるように調整し、その出席者も必要最小限にとどめる。

- (3) 分掌の業務量を踏まえ、分掌担当を複数配置するとともにし、休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

それぞれの校務分掌の業務内容や業務量に応じて、担当者を複数配置し、協働で業務に当たれるようにして、負担を軽減するとともに、必要に応じて休暇を気兼ねなく取得できるように配慮する。

- (4) 休憩時間の目的を考えたゆとりある時程表を作成する。

職員が、気分転換できる休憩時間を確保するよう時程表をゆとりあるものにする。

### 3 校内の組織間や職員間の連携、及び、学校と保護者の連携の見直し

校内の分掌組織や学年間の連携、職員間の連携、学校と保護者との連携の在り方を見直し、役割分担と業務遂行の効率化に努める。

- (1) 校内の組織間、職員間の連携を強めるとともに、職員の協働による分掌業務の遂行に努める。
- (2) 教育活動の一層の充実のために、積極的に保護者や地域住民等のボランティアの協力を得るよう努める。
- (3) P T A活動、教育振興運動等においては、学校と保護者・地域住民それぞれの役割を分担し、効率的、効果的な活動の推進に努める。

各学校では、教育活動の実施にあたり、職員が連携して、時には保護者とも連携し、取り組んでいる。

今後さらに教育活動を充実させるためには、その連携の在り方を、それぞれの役割を明確にしながら見直し、改善を図る必要がある。

- (1) 校内の組織間、職員間の連携を強めるとともに、職員の協働による分掌業務の遂行に努める。

学級担任は、学習指導や学級事務等についての情報交換を密にし、他の職員との連携を強める。また、必要に応じて、学年間、職員間で、声を掛け合い、協働で業務に当たる体制づくりに努める。

- (2) 教育活動の一層の充実のために、積極的に保護者や地域住民等のボランティアの協力を得るよう努める。

学校行事の運営や校内美化・掲示活動など、教育活動の一層の充実のために有効である場合は、保護者や地域住民等の方々に、ボランティアとして協力してもらうよう働き掛ける。

- (3) P T A活動、教育振興運動等においては、学校と保護者・地域住民それぞれの役割を分担し、効率的、効果的な活動の推進に努める。

P T A活動や教育振興運動においては、学校と保護者・地域住民等の役割分担を明確にし、保護者や地域住民が十分に力を発揮することができるように配慮するとともに、その活動が、効率的、効果的に推進されるよう留意する。

#### 4 各種大会への取組や部活動の見直し

中学校においては、参加する大会等を精選するとともに、日常の活動の在り方を見直し、生徒及び職員にとって、無理のない活動に努める。

- (1) 関係団体に対して、各種大会の開催、実施の時期、大会運営の在り方等について、見直しを要請する。
- (2) 第2・4日曜日の月2回の部活動休止日を関係者に周知するとともに、週1日の休養日を設ける等の部活動の見直しに努める。
- (3) 部活動指導に当っては、地域の外部指導者の協力を得るよう努める。

中学生の参加を要請する関係団体主催の大会等が様々あり、生徒は大会出場をめざし部活動に取り組んでいる。

しかし、加熱気味の部活動には、生徒や担当職員の健康面から問題があると、以前より指摘されていることから、部活動の在り方を見直し、一層改善を図る必要がある。

- (1) 関係団体に対して、各種大会の開催、実施の時期、大会運営の在り方等について、見直しを要請する。

市町村の外部団体等が実施する各種大会について、関係団体に対しては、今後の大会の開催や実施の時期、大会運営の在り方等について、児童生徒及び教職員の負担を勘案して、縮減の方向で見直すよう要請する。

- (2) 第2・4日曜日の月2回の部活動休止日を関係者に周知するとともに、週1日の休養日を設ける等の部活動の見直しに努める。

毎月第2・4日曜日を中学校の運動部活動の休止日とすることが、中学校長会及び中学校体育連盟の申し合わせ事項となっている。

この月2回の部活動休止日を、改めて職員及び保護者・地域住民等に周知する。  
また、週1日の休養日を設ける等の部活動の見直しを行う。

- (3) 部活動指導に当っては、地域の外部指導者の協力を得るよう努める。

部活動の指導においては、顧問になっている職員のみならず、地域の指導者に協力をお願いし、その活動の充実を図る。その際、部活動のねらいが十分に達成できる協力体制を構築する。

## 5 外部団体からの依頼に対する対応の見直し

児童生徒や教職員の参加要請については、外部団体と調整のうえ軽減を図るよう見直す。

- (1) 外部団体の依頼への対応は、学校の教育活動のねらいに応じて適切に判断する。
- (2) コンテスト・コンクール等の応募作品の作成は、長期休業中に児童生徒の自主的な活動として取り組ませるなどの工夫をする。

現在、児童生徒の参加や応募を要請する外部団体主催の事業が様々行われている。

しかし、その全てに対応することは、要請を受ける小・中学校にとって難しいことから、その対応の在り方を見直し、改善を図る必要がある。

- (1) 外部団体の依頼への対応は、学校の教育活動のねらいに応じて適切に判断する。

各種団体の会合、大会、コンクール等への児童生徒や教職員の対応については、参加や応募のねらいから、学校の教育活動として明確に位置付けられるもののみにしぼり、児童生徒や教職員の負担軽減を図るよう努める。

- (2) コンテスト・コンクール等の応募作品の作成は、長期休業中に児童生徒の自主的な活動として取り組ませるなどの工夫をする。

コンテストやコンクール等に、児童生徒の作品等を応募する場合は、応募締切を見通しながら、応募作品の制作を長期休業中に行うことができるように配慮する。

また、その際、児童生徒が、主体的、計画的に制作に取り組むことができるように配慮する。

## 6 多忙化問題への取組

多忙化問題の内容を検討し、学校として改善に積極的に取り組む。

- (1) 校内で、多忙化問題を検討する組織をつくり、改善の手立てを講じる。
- (2) 職員会議等で、勤務実態にかかわる意見交換の機会をもち、職員の多忙化問題改善に対する参画意識を高める。
- (3) 管理職は、職員の健康に気を配り、振替休日の実質的な実施や休暇の取得促進に努める。

以前から、小・中学校教職員の多忙化問題は指摘され、教職員に止まらず、広く一般にも認識されていた。

しかし、その改善のために組織的な取り組みをしてきた学校は多くはない。

各学校、教職員が、多忙化問題改善に、主体的、継続的に取り組んでいく必要がある。

- (1) 校内で、多忙化問題を検討する組織をつくり、改善の手立てを講じる。

多忙化問題について考え、その改善策を検討するための組織を、運営委員会等の既存組織の活用も考えながら校内に設置し、継続的に、校内で取り組める多忙化問題改善策の手立てを講じる。

- (2) 職員会議等で、勤務実態にかかわる意見交換の機会をもち、職員の多忙化問題改善に対する参画意識を高める。

多忙化問題の改善のために、職員一人一人が、お互いの勤務状況に目を向け、勤務の改善の手立てについて意見を述べ合うことが必要である。職員会議等に、その機会をもち、全職員で多忙化問題の改善に取り組んでいくという意識を高める。

- (3) 管理職は、職員の健康に気を配り、振替休日の実質的な実施や休暇の取得促進に努める。

管理職は、職員が心や体の病により休むことにならないように、常に職員の健康に気を配り、職員が気兼ねなく休みが取れるよう振替休日や休暇の取得を促すようにする。